

(縦覧用)

平成24年10月26日、第14回中標津町農業委員会総会を、中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番	中村正生
2番	笠原康博
3番	房川喜洋
4番	氏家康夫
5番	杉本公也
7番	滝本 広
8番	本田信幸
10番	國見正則
11番	久保伸一
12番	小沼 悟
14番	重松秀光
15番	纒坂尚久
17番	安田 稔

本日欠席した委員

6番	柴野忠征
9番	太田 誠
13番	佐々木邦夫
16番	金刺健四郎
18番	戸田重勝

附議した案件

- 議案第 68 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 69 号 農地法第 6 条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について
議案第 70 号 中標津町農業委員会新規就農申請者取扱基準の制定について
報告第 45 号 農政委員会開催報告について
報告第 46 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について

本日出席した職員

事務局長	原田 武志
農地係長・庶務係長	若森 修二
農地主査	吉田 佳弘
係	本間 光代

(開会 10時40分)

- 議長 おはようございます。
ただ今の出席委員は13名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第14回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1、「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
11番 久保 伸一 委員
12番 小沼 悟 委員
以上、2名を指名致します。
日程2、会務報告を事務局長から報告致します。
事務局長。

- 事務局長 9月26日の総会以降につきまして会務報告を致します。
項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと思います。
最初は、中標津町議会9月定例会が9月28日から10月5日まで開催され、一般行報告、教育行政報告、町長の2期目にあたり所信表明となる町政執行方針、一般質問等に引き続き、補正予算等が審議され可決決定しております。
本会議が開かれた28日、1日、5日に会長が出席しております。
次に、10月19日農地パトロールを委員13名の出席により行ってあります。
永久転用許可2箇所、一時転用許可3箇所、利用状況調査2箇所を巡回し、巡回終了後、役場302号会議室におきまして検討会を行いました。
検討会では、10月3日から11日まで9班で実施した利用状況調査の結果報告も

合わせて行いました。今回のパトロールでは、復元の不足等問題点はありませんでしたが、復元後の農地利用の調整を地域で行うことなど利用する事が重要と確認したとこれであります。

また、利用状況調査では、遊休農地が解消された個所の報告と農地の利用促進に向けた働きかけの方法等を協議したところであります。

以上会務報告と致します。

議長 以上で会務報告を終わります。

日程3、議案第68号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。

(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 中村委員。

中村委員 1番中村です。

上程になりました、議案第68号(1)について説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

(1)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

譲渡人 札幌市中央区

譲受人 中標津町依中

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	24,707	牧草畑

3. 許可を受けようとする事由

譲渡人 農地保有合理化促進事業により一部を早期売り渡すもの

譲受人 農地保有合理化促進事業により借受けしていた土地の一部を早期買受するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 所有権の移転

5. 価格 1,729,000円

6. 資金調達方法 農業経営基盤強化資金 1,729,000円

7. 譲受人の経営状況

家族	農従者	営地			家畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				牛頭

8. 適用 農業経営基盤強化促進事業

9. 見取図 別紙

この案件につきましては、氏が から賃貸借している農地の一画に
のアンテナを設置することに伴い、農振の農用地区域から除外となることか
ら、 で保有することができなくなるため、賃借地の一部を早期買い受け
するものです。

電気通信事業施設等の設置であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1) の質疑に入ります。
 (「ありません」の声多数。)
 なければ質疑を打ち切ります。
 (2) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
 (挙手あり) 杉本委員。

杉本委員 5 番杉本です。
 議案第 6 8 号 (2) について説明致します。
 (以下、議案資料を朗読)

(2)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

譲渡人 中標津町字西竹

歳 無職

譲受人 札幌市中央区

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (㎡)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	48,382	牧草畑
"		"	"	48,860	"
"		"	"	48,517	"
"		"	"	19,933	"
"		"	"	27,358	"
"		"	"	1,801	"
"		"	"	90,080	"
"		"	"	2,036	"
"		"	"	17,033	"
"		"	"	7,868	"
"		"	"	26,148	"
"		"	"	23,309	"
"		"	"	30,037	"
"		"	"	49,307	"
"		"	"	46,265	"
"		"	"	2,545	"
"		"	"	3,360	"
"		"	"	975	"
"		"	"	2,487	"
"		"	"	983	"
計 20 筆			畑	497,284	

3. 許可を受けようとする事由

譲渡人 農地保有合理化促進事業により売り渡すもの

譲受人 農地保有合理化促進事業により買い入れるもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 所有権の移転

5. 価格 31,605,000 円

6. 資金調達方法 北海道信連資金による 31,605,000 円

7. 譲受人の経営状況 につき省略

8. 適用 農業経営基盤強化促進事業

9. 見取図 別紙

本案件については、 氏の離農に伴い農地保有合理化促進事業により一括して農

地を 〇〇〇〇に売り渡すものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとものと判断致しました。
以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。
(「ありません」の声多数。)
なければ質疑を打ち切ります。
(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 氏家委員。

氏家委員 4番氏家です。
議案第68号(3)について説明致します。
(以下、議案資料を朗読)

(3)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

譲渡人 中標津町字当幌

歳 牧場従業員

譲受人 札幌市中央区

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	4,881	牧草畑
〃		〃	〃	19,623	〃
〃		〃	〃	2,045	〃
〃		〃	〃	26,983	〃
〃		〃	〃	23,553	〃
〃		〃	〃	3,619	〃
〃		〃	〃	46,810	〃
〃		〃	〃	31,228	〃
〃		〃	〃	11,903	〃
〃		〃	〃	37,628	〃
〃		〃	〃	2,651	〃
〃		〃	〃	51,156	〃
〃		〃	〃	1,969	〃
〃		〃	〃	10,000	〃
〃		〃	〃	25,586	〃
〃		〃	〃	33,690	〃
〃		〃	〃	96,823	〃
〃		〃	〃	3,491	〃
〃		〃	〃	1,486	〃
〃		〃	〃	1,426	〃
〃		〃	〃	52,357	〃
〃		〃	〃	3,079	〃
計22筆			畑	491,987	

3. 許可を受けようとする事由

譲渡人 農地保有合理化促進事業により売り渡すもの

譲受人 農地保有合理化促進事業により買入れるもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 所有権の移転

5. 価格 29,562,000円

6. 資金調達方法 北海道信連資金による 29,562,000円
7. 譲受人の経営状況 につき省略
8. 適用 農業経営基盤強化促進事業
9. 見取図 別紙
-

本案件については、 氏の離農に伴い農地保有合理化促進事業により一括して農地を へ売り渡すものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。
以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、(3)の質疑に入ります。
(「ありません」の声多数。)
なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程4、議案第69号「農地法第6条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。
内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 農地主査。

農地主査 議案第69号「農地法第6条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について」ご説明致します。
12ページをお開きください。平成24年度分でございます。
平成24年9月以降受理した報告書でありまして、
の2件であります。
いずれも農業生産法人要件の全てを満たしているものと判断致しました。
以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。
(「ありません」の声多数。)
なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、承認されました。

日程 5、報告第 4 5 号「農政委員会開催報告について」を議題に供します。

内容を委員長から報告願います。

(挙手あり) 櫻坂委員長。

櫻坂委員 1 5 番櫻坂です。

議案書 2 6 ページをお開きください。

(以下、議案資料を朗読)

平成 2 4 年 1 0 月 1 2 日役場 3 0 2 号委員会室において、農政委員会を開催し審議を行ったので、中標津町農業委員会会議規則第 2 3 条の規定によりその結果を報告します。

審 議 内 容

1 . 中標津町農業委員会新規就農申請者取扱基準 (案) について

第 1 回の農政委員会の協議で得た「個別の事案で対応に差がでないよう一定の審査基準を設ける。」との結論から今回の取扱基準の作成となったところであります。事務局にて事前に行った関係機関との協議においても本基準の制定は必要との認識で一致したとの報告であり、その内容を踏まえ取扱基準 (案) を協議した結果、次のとおり結果を得ております。

協議結果

本取扱基準では、農地法において農作業の常時従事要件と優良な新規就農者を確保等の観点から新規就農申請者の範囲を「農業を主とした就農申請者」としたところであり、農地の所有権については、継続的な農地利用の確保ため農地法の権利取得の要件である農作業常時従事 1 5 0 日以上が確認された後としたところであります。

また、申請書の審査は、審査会を構成せず「必要な場合は、行政機関又は関係機関の意見を聞く事が出来る」とし、「家畜防疫」「地域調和要件としての地域了解等」については、関係機関との協議・指導・意見が判る書類必要としました。また、地域の意見として、近年部落会長が農業者以外の人になっている事があり、就農に対する意見を求めるのが難しい場合もあり農業委員となる場合も考えられるとの意見もありました。

その他各種意見を踏まえ、細かい文言を整理し今回提案の「中標津町農業委員会新規就農者審査基準」の作成となったところであります。

以上、農政委員会の開催報告と致します。

議 長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

以上で農政委員会の報告を終わります。

日程 6、議案第 7 0 号「中標津町農業委員会新規就農申請者取扱基準の制定について」を上程致します。

提案内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 事務局長。

事務局長 上程になりました「中標津町農業委員会新規就農申請者取扱基準の制定について」上程理由の説明を申し上げます。

先に、農政委員長からの報告がありましたように、新規就農者に対し公平な審査が必要であることから本基準を制定するものであります。

条文のご説明を申し上げますので、議案書の 1 4 ページをお開きください。

第 1 条は目的であります。

この基準は、農業を主とした新規就農申請者の就農に係る審査基準を明確にし、農業委員会として適正な助言・指導を行うとともに、事務処理の円滑化を図ることを目的に、新規就農事務の取扱を定める、としてございます。

第2条、事務処理、新規就農申請に係る事務処理は、農地法及び農業経営基盤強化促進法に定めるもののほか、「中標津町農業委員会新規就農申請者取扱基準」(以下「本基準」)の定めるところによる、としております。

ただし、新規就農申請者が公益財団法人北海道農業公社による農場リース事業又は、農業経営継承事業により農業を開始する場合は本基準を適用しないこととし、農業協同組合の組合員となる場合は、第3条に定める新規就農申請書の1部を省略出来ることとする、としてございます。

第3条、新規就農申請書であります。

新規就農を希望する者は、「新規就農申請書」(様式第1号)及び「就農計画書」(様式第2号)並びに「資金計画書」(様式第3号)「経歴書」(様式第4号)「就農に係る協議・指導等に関する調書」(様式第5号)に必要事項を記入のうえ、農業委員会に提出するものとする。

2としまして、農業委員会は、前項の規定により提出された書類の内容確認のため次に掲げる書類の提出を求めることが出来る、としてございまして、(1)から(10)まで該当する書類を定めております。(11)ではその他必要と認める書類としてございます。

第4条、申請の審査でございます。

農業委員会は前条の規定による申請書等を確認した後、申請者との面談の上就農の適否を審査する、としております。

2では、申請書等の審査のため必要な場合は、行政機関及び関係機関の意見を聞くことが出来る、としております。実際の審査では、行政機関として根室振興局、普及センター、町等から意見をいただき、関係機関としては、農協、場合によっては北海道農業会議等の意見を聞く事になるものと思います。

第5条、審査基準ですが、新規就農者の審査は、次に定める基準に基づき審査し、すべての項目について適当とみとめたときは新規就農者として認定するものとする。

(1) 農業経営に積極的に取り組む意欲が認められること。

(2) 就農計画が、耕作予定の農地のすべてについて耕作の事業に供するものであると認められ、かつ、世帯の業として常時農業に従事するものであると認められること。

(3) 営農計画が明確であり、農機具等を使用して効率的に耕作を実施するものであること。

(4) 農業についての経験や知識等の能力を有し、若しくは農協等の関係機関からの営農指導体制が明確であること。

(5) 資金計画が、就農計画と照らし合わせて合理的であり、農業経営として成り立つものであること。

(6) 耕作地までの通作距離が適当であること。

(7) 家畜防疫、植物防疫等必要な防疫体制が明確であること。

(8) 新規就農により農地の取得を見込んでいる地域が確定している場合は、その地域との調和が図られること、としてございます。

第6条、農地の所有権でございます。

農地の所有権移転は、農地法第3条第2項第4号で定める農作業常時従事確認のため、原則前条の規定より新規就農の認定を受け就農後、年間農作業従事150日以上の確認が可能となった後に必要に応じ行うものとする、としたところであります。

第7条、新規就農認定の取消し、新規就農の認定後に申請内容に虚偽その他不正な手段が発覚したときは、新規就農認定を取り消すものとする、でございます。

第8条、委任、この基準に定めるもののほか、必要な事項は、農業委員会で別に定める。

附則としまして、この基準は公布の日から施行するものでございます。

17ページ以降は第3条にかかる様式でございまして、17ページは新規就農申請書、18ページから20ページは就農計画書、21ページが資金計画書、22ページ経歴書、23と24ページは新規就農に係る協議・指導等に関する調書となっております。

以上提案理由の説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。
(「ありません」の声多数。)
なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程7、報告第46号「農地法第5条許可書の交付について」を議題に供します。
内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地主査。

農地主査 報告第46号「農地法第5条許可書の交付について」事務局よりご説明致します。
(1)(2)につきましては6月25日に、(3)につきましては7月26日に開催しました農業委員会総会において承認されました農地法第5条許可申請につきまして、北海道農業会議より許可相当の答申があり、許可書を交付しましたので報告します。
28ページをお開きください。
(以下、議案資料を朗読)

許可日 平成24年7月25日付

(1)

1. 当事者の住所、氏名
貸主 中標津町字養老牛
借主 中標津町東20

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(m ²)	備考
		公簿	現況		

		畑	畑	61,079の内 19,030	
"		"	"	1,668の内 951	
計 2 筆			畑	19,981	

3. 許可期間 平成24年7月26日から平成25年7月25日まで

許可日 平成24年7月25日付

(2)

1. 当事者の住所、氏名

貸主 中標津町東11

借主 中標津町桜ヶ丘

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(m ²)	備考
		公簿	現況		
		山林	畑	4,065	

3. 許可期間 平成24年7月26日から永年

許可日 平成24年9月28日付

(3)

1. 当事者の住所、氏名

貸主 中標津町字計根別

借主 中標津町字上標津

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(m ²)	備考
		公簿	現況		
		畑	畑	8,497	

3. 許可期間 平成24年10月1日から永年

以上でございます。

議長 以上で報告を終わります。

以上で本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。

これをもちまして、第14回総会を閉会致します。

ご苦労様でした。

(閉会 11時05分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成24年10月26日

会 長 _____

1 1 番 _____

1 2 番 _____